

南部氏展示室だより ①



『鎌倉時代の南部氏』



南部氏とは、清和源氏^{みなもとよしみつ} 源 義光^{しん ら さぶろう}（新羅三郎）の子、源義清の孫にあたる加賀美遠光^{か が みとあみつ}の三男である光行^{みつゆき}が南部の地に地頭として赴任し、地名を取って南部三郎光行と名乗ったのが始まりとされる。

光行は源頼朝の奥州征伐に従軍し、その功績によって奥州糠部の地を賜り、建久2年の12月（1191）に青森三戸に入り、翌3年に平良ヶ崎城を築いて支配体制を整えると鎌倉に帰り嘉禎2年（1236）に没したという（ただし建保3年等、諸説があり確定できない）。

その後の南部氏は、甲斐南部郷と奥州糠部を同時に治めながら、鎌倉幕府の中枢で活躍した。また光行の子波木井実長は、日蓮を身延に招き日蓮宗総本山久遠寺の基礎をつくったという（日蓮は文永11年（1274）5月16日南部の妙浄寺に一夜泊し、17日に身延に到着）。

さらに奥州での数々の戦いや中央での「文永・弘安の役」「霜月騒動」「正中の変」等を経て元弘3年（1333）ついに執権北条高時^{しゅけん ほうじょう たかとき}が自害し140年続いた鎌倉幕府は滅亡する。この時南部茂時^{なん ぶ しげとき}（盛岡10代）も自刃したという。その後は三戸を中心に領土を拡大して行く。

歴史資料室準備委員 佐 野 正 剛

FM告知放送の放送依頼・放送料についてお知らせ

オフトーク放送からFM告知放送に移り、4年が経過しました。
あらためて、放送を依頼する際のお願い、放送料の徴収についてお知らせいたします。

○放送依頼

- ・電話、FAX、または、直接情報センターへ来て依頼をしてください。
- ・放送の受付は1週間以上前からでも受け付けます。
- ・週末の放送依頼については、金曜日の午前10時までとなっております。（厳守）
- ・時間外の放送依頼については宿直へお願いします。（☎ 66-2111）

※依頼する前に、放送する内容の再度確認をお願いします。

特に日時の間違ひが見られます。

○放送料の徴収

直接、情報センターへ来て放送依頼をした場合は、その場で放送料金を納めていただくことができます。電話等で放送依頼をした場合は、月末に集計し請求書を送付しております。納入については、放送した月の翌月末までに納めてください。翌月末までに納入が確認できない場合は再度督促させていただきます。

告知放送 町内 1回 100円
町外 1回 300円

広告放送 町内 1回 1,000円
町外 1回 3,000円

※1回の放送時間は1分以内となっております。
※各区のみの放送についてはページング放送もできます。
方法については各区長に放送手順を渡してありますのでご確認ください。
☆ページング放送とは、自宅の電話で放送できることです。

お問合せ

情報センター 電話 66-3600
FAX 66-3601
総務課 電話 66-3401（直通）

平成29年度 南部町地震防災訓練が実施されます!!



- ◆実施日 平成29年9月3日(日) 午前8時～
- ◆実施場所 各自主防災会（指定避難地・避難場所）
- ◆お問合せ 交通防災課 ☎66-3417

テーマ：『高めよう地域ぐるみの自主防災』

【主な訓練項目】

- 警戒宣言広報（住民への呼びかけ）訓練
- ①初期行動訓練
- ②安否確認訓練（黄色いハンカチ作戦）
- ③消防団各部（21部）巡回広報訓練
- ④避難訓練（避難地・避難所）
- ⑤住民及び災害時要援護者避難誘導訓練
- ⑥負傷者救急重症度判定訓練（睦合地区トリアージ訓練）
- ⑦避難者人員確認点呼・服装点検・避難状況報告訓練
- ★地震発生 AM 9:00
- ⑧避難所開設・運営訓練
- ⑨自主防災会選択式自主実動訓練（複数の訓練実施可）
- ⑩緊急物資搬送訓練
- ⑪災害被害状況報告伝達訓練
- ⑫衛星携帯電話による通話訓練
- ⑬自主防災会備蓄資機材、備蓄品等確認点検訓練
- ⑭訓練終了による確認等

【訓練区分】

- 町災害対策本部
- 自助訓練
- 自助訓練
- 消防団啓発訓練
- 自助・共助訓練
- 共助訓練
- 医療救急訓練
- 自助・共助訓練
- 自主防災会訓練
- 自主防災会訓練
- 民間参加型訓練
- 自主防災会訓練
- 孤立集落対策訓練
- 自主防災会訓練
- 自主防災会訓練

【開始時間】

- AM 8:00
- AM 8:05
- AM 8:10
- AM 8:10
- AM 8:20
- AM 8:20
- AM 8:30
- AM 8:40
- AM 9:00
- AM 9:00
- AM 9:00
- AM 9:30
- AM 9:30
- AM10:00
- AM11:00

【交通防災課で行っている業務の紹介】

交通防災課では、以下の業務を行っています。

○交通安全に関すること

春・秋の全国交通安全運動の実施、また夏や冬の山梨県交通事故防止県民運動等の実施、南部警察署・交通安全協会などと協力した交通事故防止活動、園児・小中学生・高齢者などを対象にした交通安全教室の開催、交通災害共済の加入や共済金支払い手続きに関すること

○町営バスの管理運行等に関すること

町営バスの運行や車両等の維持管理、料金の改定及びJRの時刻改正に伴う運行時間・運行経路の変更に関すること

○消防、防犯に関すること

非常備消防団の管理・運営や表彰等に関すること、消防施設・設備（ポンプ車、防火水槽など）の維持管理、南部警察署・防犯協会との共同による防犯診断等の実施など防犯に関すること

○防災に関すること

地域防災計画やマニュアル・ハザードマップなどの作成、災害対応図上訓練や各種防災訓練等の実施、自主防災会の強化・育成、災害時における避難勧告等の発令や各種災害対応、防災行政無線等の管理・運営、非常食など災害時備蓄品等の整備・管理に関すること

○安全・安心なまちづくりに関すること

AEDの設置・管理、防犯灯やカーブミラーの新設・修繕等に関すること、木造住宅耐震化に関すること（耐震診断・耐震改修等補助関係）、衛星携帯電話の維持管理、国民保護に関すること、青色防犯パトロールに関すること

○その他

自衛官募集に関すること、火薬類の消費許可等申請に関すること